報告事項No.8

守谷市遊育（あそいく）施設の概要について

名　　称	守谷市遊育（あそいく）施設
場　　所	守谷市本町６３１番地の１　守谷市保健センター　２階
愛　　称	あそびの森　もりっ子
設置目的	未就学児と保護者等が集い、「遊び」を通して将来の生活に必要な基本動作、危険回避能力等を身に付ける。また、子育てに必要な情報交換をする場を提供することで、保護者の孤立や子育て不安の解消につながる支援を実施する。
使用時間	午前１０時～午後４時４５分
休　館　日	毎週金曜日、年末年始（１２月２９日から１月３日）
運営方法	業務委託
委託内容	遊育事業に関すること、消耗品の補充、広報活動、保護者の子育て支援（子育て相談の実施及び交流場所の提供等）、イベント等の開催
対　象　者	０歳～小学校就学前までの児童及びその保護者
使　用　料	市内在住：１００円/回　市外在住：２００円/回
使用人数	最大１５組/１クール（６０分間）　５クール/日
設　　備	大型滑り台、クライミングウォール、プレイハウス、サイバーホイール、ボールプール、エアーマット、事務室
建築面積	部屋面積　２１６㎡
職員配置	館長１名、保育士等１名、プレイリーダー等１名 常時３名以上配置
活動内容	（１）児童及び保護者に対する体を使った遊びの指導に関する事項 （２）遊具その他の設備の使用を通して、運動能力及び体力の向上に資する取組みに関する事項 （３）幼児期において必要な運動のあり方等の情報提供に関する事項 （４）その他遊育施設の設置趣旨を達成するために必要な事項
法　　令	守谷市遊育（あそいく）施設の設置及び管理に関する条例
建設等費用	一般財源
備　　考	

遊育（あそいく）施設の運営委託事業者の募集について

１．　遊育施設について

　対象者を未就学児とその保護者と定め、大型遊具等を活用した遊びの中で将来の生活に必要な基本動作、危険回避能力、運動能力及びコミュニケーション能力を楽しく身に付けていく。また、併設の保健センターと連携を取り、育児相談や子育て情報等の提供をすることで、職員や保護者同士の交流を深め、育児不安や孤立化を軽減する。

２．　所在地

　守谷市保健センター　２階の一部
　守谷市本町６３０番地の１

３．選定方法

　民間の特色を生かした企画・提案の中から、総合的に評価して選ぶ「プロポーザル方式」により行います。

４．　スケジュール（予定）

令和５年６月	遊育（あそいく）施設の設置及び管理に関する条例制定（６月定例月議会において採択）
令和５年７月～８月	事業者の募集
令和５年９月	事業者の選定(書類審査･プレゼンテーション)
令和５年１０月	事業者との契約
令和５年１２月１日	遊育施設開設

５．　委託期間（予定）

令和５年１２月１日から令和８年３月３１日までの２年４か月間

守谷市遊育施設　あそびの森　もりっ子　（守谷市保健センター内　２階の一部）

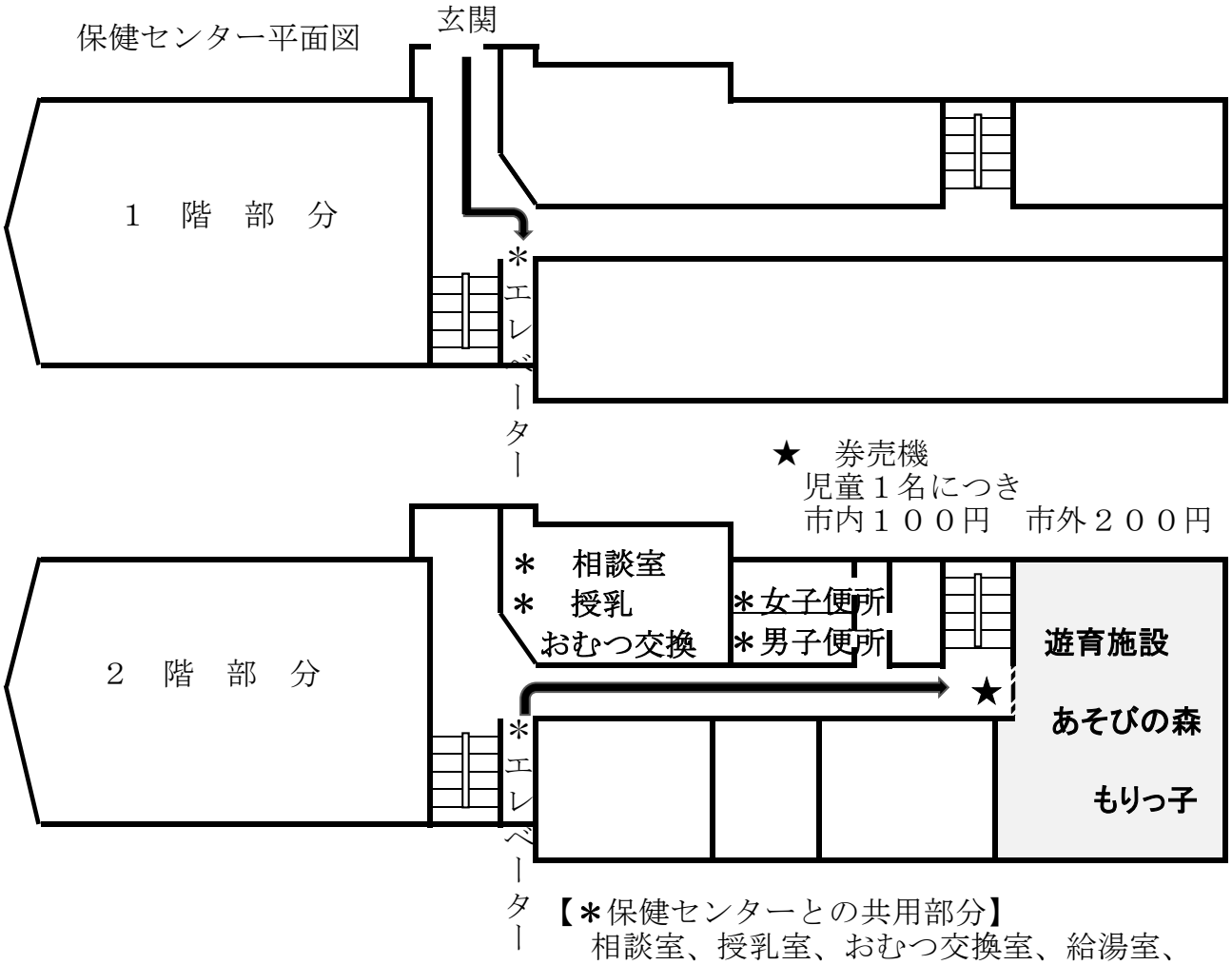

【＊保健センターとの共用部分】
相談室、授乳室、おむつ交換室、給湯室、
便所、エレベーター、施設内駐車場

施設内イメージ図